



- 2 この規則の施行（前項第1号の規定による施行をいう。次項において同じ。）前にこの規則（前項第1号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の新潟市市税条例施行規則（次項において「旧規則」という。）別記様式第48号の規定により提出された市民税申告書は、この規則による改正後の新潟市市税条例施行規則別記様式第48号の規定により提出された市民税申告書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧規則別記様式第48号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。